別表五の二（二）付表　記載要領

1　この表は、連結親法人が連結確定申告又は仮決算による連結中間申告をする場合に、各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載すること。

2　「法人税及び復興特別法人税」の各欄は、連結親法人にあつては各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る復興特別法人税の額の合計額並びに各事業年度の所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る復興特別法人税の額の合計額を記載し、連結子法人にあつては各事業年度の所得に対する法人税の額及び当該法人税に係る復興特別法人税の額の合計額を記載すること。

3　事業税の額には、地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定による地方法人特別税の額を含めて記載すること。

4　「各連結法人の連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の発生状況等の明細」の各欄は、連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の発生状況等を記載すること。

5　当該連結事業年度において附帯税（国税通則法第２条第４号（定義）に規定する附帯税をいい、利子税を除く。）を納付することとなつた場合には、その納付する金額のうち当該連結法人に帰せられる部分の金額を「当期分　(45)」の「当期発生額　②」の各欄の上段に外書として、記載すること。

別表五の二(二)付表一及び別表五の二(三)付表二を削る。

別表五の二(一)の表中「所有元本割合 (16)＋(17)／(15)（小数点以下３位未満切上げ。１を超える場合は１とする。）」を「所有元本割合 (16)＋(17)／(15)（小数点以下３位未満切上げ）（１を超える場合は１）」に改め、同表の記載要領第二号を削り、同第三号を同第二号とする。

別表五の二(二)の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」に、「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額」を「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額」に改め、同表の記載要領第二号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「44の①」）(3)」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）(3)」」に改め、同第三号中「「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額　(5)」」を「「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　(5)」」に、「事業年度等の欠損金の損金算入）」を「事業年度の欠損金の損金算入）」に改める。

別表五の二(二)の一の記載要領第二号中「適格合併等（」を削り、「若しくは適格現物出資又は適格事後設立（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法((3)において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の15（定義）に規定する適格事後設立をいう。(3)及び(4)において同じ。）をいう。）」を「又は適格現物出資」に改め、同号②を削り、同号③中「若しくは被現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６の２に規定する被事後設立法人をいう。(4)」を「又は被現物出資法人をいう。(3)」に、「（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。(3)」を「又は適格現物出資をいう。以下この号」に、「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号③を同号②とし、同号④中「（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。(4)において同じ。）」を削り、同号④を同号③とする。

別表五の二(二)の二の記載要領第五号(1)中「若しくは被現物出資法人又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「若しくは適格現物出資又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。(2)において同じ。）」を「又は適格現物出資」に改め、同号②中「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「若しくは適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。